

国民年金からのお知らせ

このページに関する問合せ
高崎年金事務所
(☎3222-7753)

国民年金には保険料の免除制度や 若年者納付猶予制度などがあります

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

成26年6月までです。

○若年者納付猶予制度

30歳未満で、世帯主の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。承認期間は、平成25年7月から平成26年6月までです。

○学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶予されます。承認期間は、平成25年4月から平成26年3月までです。

○申請免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。

ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

承認期間は、平成25年7月から平

第3号被保険者は配偶者の転職や 退職などによっても届け出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が就職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届け出が必要になります。

○配偶者が退職したとき

(3号から1号へ：本人が市役所へ届け出)

○配偶者が転職したとき(退職した翌日に再就職したとき)

(3号の種別確認：転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届け出)

○配偶者が死亡したとき

(3号から1号へ：本人が市役所へ届け出)

○本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

(3号から1号へ：本人が市役所へ届け出)

○配偶者が65歳になったとき

(3号から1号へ：本人が市役所へ届け出)

※詳しくは高崎年金事務所にお問い合わせください

国民年金保険料の 納め忘れがある皆さんへ

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある人は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長(「後納制度」といいます)されます。

10年延長

